

デマに要注意

公共料金の値上がりはありません！

水道料金・市営住宅・税金など都構想で値上がりは一切ありません。

行政サービスは、特別区に引き継がれます！

都構想でなくなることはありません。

敬老パスや医療費助成など、各種サービスは特別区に引き継がれます。

区役所窓口はそのままです！

24区役所は残り、窓口サービスはなんら変わらずこれまでの区役所で

住所変更の際して、^{原則}お手続きは不要です！

不要なお手続き一覧

《参考》熊本市において手続きが**不要**とされていたもの

<暮らし>

- ・電気使用者の住所
- ・電話番号、電話帳に記載されている住所
- ・預金通帳、キャッシュカード※1
- ・保険証書(証券)※2
- ・都市ガス、水道、下水道使用者の住所
- ・保育園在園児、学校等への住所変更手続き
- ・旅券(パスポート)申請、交付手続き

※1「一般的には手続きは必要ありませんが、詳細については、お取り引きの金融機関にお問い合わせください。」との記載あり。

※2「詳細については、お取り引きの保険会社にお問い合わせください。」との記載あり

<年金・健康保険関係>

- ・介護保険被保険者証
- ・国民健康保険被保険者証
- ・後期高齢者医療被保険者証
- ・国民年金加入者の住所(第1号、第3号被保険者)
- ・厚生年金加入者の住所

<福祉・保険関係>

- ・身体障がい者手帳
- ・療育手帳
- ・精神障がい者保健福祉手帳
- ・特別障がい者手当、障がい児福祉手当、経過的福祉手当
- ・自立支援医療費受給者証
- ・児童手当

<戸籍・住民票・税金関係>

- ・住民票
- ・戸籍
- ・印鑑登録、印鑑登録証
- ・住民基本台帳カード
- ・外国人登録証明書
- ・市税等の証明書
- ・原動機付自転車の標識(ナンバープレート)の変更

<運転免許・車検証・登記関係>

- ・自動車運転免許証
- ・自動車検査証
- ・自動車保管場所証明書
- ・不動産(土地、建物)登録簿の所在
- ・会社等(商業、法人等)登記簿に登録された本店、主たる事務所および役員の住所

※熊本市発行「政令指定都市移行に伴うお知らせ」より主なものを抜粋